

湯梨浜学園 奨学生制度規定

(目 的)

第1条 この規定は本校に在学する生徒のうち、学業、人物ともに優秀で、修学に熱意のある者、兄弟姉妹で就学する者及び教職員子弟、並びに経済的理由により納付金の支弁が困難と認められる者に、就学条件の緩和を図り、もって有為な人材を育成することを目的とする。

(種 類)

第2条 この規定における奨学生は次の通りとする。

- (1) 入学試験の成績または在学中の成績が極めて優秀で、他の生徒の模範と認められた者 若干名
- (2) 本校に兄弟姉妹で就学している場合
- (3) 学習活動その他生活の全般を通じて態度行動が本学園の生徒にふさわしく、経済的理由により授業料の支弁が困難と認められる者
- (4) 学園の認める検定において上位の級に合格した場合
- (5) 本学園及び伝習館グループの教職員子弟が就学している場合

(細 則)

第3条 この規定に必要な細則は、別に定める。

特待生規程

兄弟特待生規程

授業料等減免規程

各種検定報奨金制度規程

教職員子弟特待制度規程

附 則

この規定は平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規定は平成25年4月1日より施行する。

附 則

この規定は平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規定は平成30年4月1日より施行する。